

(議長)

日程第5、報告第1号、平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について、を議題と致します。

報告内容については、お手元に配付の通りでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

以上で、報告第1号については終わります。

(議長)

次に、日程第6から日程第14までの各認定議案について、平成29年度における各会計決算認定であります。

認定第1号から平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、から認定第9号、平成29年度江差町水道事業会計決算認定についてまでの各会計認定の9議案について、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

ただいま一括上程となりました認定第1号、平成29年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号から第8号までの平成29年度各特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第9号、平成29年度江差町水道事業会計決算の認定について、でございます。

9会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めるところでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上認定頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

す。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま一括議題となりました認定第1号から認定第9号までの各議案については、平成29年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることと致します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号から承認第9号までの決算認定については、平成29年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

日程第15、議案第1号、平成30年度江差町財政調整基金の処分について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、平成30年度財政調整基金の処分について、でございます。

平成30年度江差町一般会計において、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるため、江差町財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」（補足説明）

議案書の方は13頁となります。

ただいまもご説明ありましたが、本定例会におきまして補正予算案を提出させて頂いておりますが、その中で任意の繰上償還も提案させて頂いております。その財源とするために、財政調整基金を取り崩すものであり、財政調整基金の設置管理処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

処分する額は3千万円、処分する時期は30年度中となりますので、宜しくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、平成30年度江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案の通り可決されました。

（議長）

日程第16、議案第2号、江差町課設置条例の一部を改正する条例について、を議題

と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第2号、江差町課設置条例の一部を改正する条例について、でございます。

高齢者福祉対策業務の集約化に伴い、江差町課設置条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それでは、私の方から課設置条例、江差町課設置条例の一部改正につきまして、説明をさせていただきます。

先の全員協議会と重複する点がある、あるかもしれませんが、宜しくお願いしたいと思います。議案書では15頁、資料では1頁、資料1の一部改正の概要と新旧対照表となります。

この度の組織機構の見直しではですね、高齢者に関する業務を集約するというところで、支援対応への充実がより一層図られるものとして、新たに「高齢あんしん課」を設置するものでございます。この高齢あんしん課に配置する係と致しましては、町民福祉課の業務の一部であります高齢者支援に関すること、高齢者関係団体の指導育成、養護老人ホームの入所措置、老人福祉センターに関すること等々の業務を担う高齢者支援係として新たに配置をするものでございます。

また、健康推進課から介護保険係と地域包括支援係を業務移動致しまして、高齢あんしん課を3係体制としてスタートするものでございます。

次に、健康推進課でございますが、残された健康推進係に加えまして、町民福祉課から国保医療係を業務移動し、健康分野と医療分野に関し、より一層の連携を高めることとして、健康推進課を2係体制と致しました。

最後に、町民福祉課でございますが、国保医療係が業務移動となることから、体制と致しましては、福祉子育て係と住民おもてなし係の2係体制となるものでございます。なお、対象となります課の事務分掌、これに加え、係の事務分掌につきましても、資料に登載させて頂きましたので、大変申し訳ございませんけれども、説明は割愛させて頂きたいという風に思っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町課設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、議案第3号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第3号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。では、議案書につきましては、17頁と18頁、資料につきましては、6頁から9頁の新旧対照表となっております。

家庭的保育事業につきましては、地域型保育事業の一つとしまして、2歳児までの乳幼児を家庭的な環境の中で保育を行うものでございます。全国的に代替保育を提供する連携施設の確保や調理設備の確保等において、困難な状況にあるとされております。今回の条例の主な内容は、代替保育に係る連携施設について、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかとされているところを、地域型保育事業の一つである小規模保育事業に替えることが出来ること、に加え、給食の提供につきましても、一定の要件を満たした場合、外部からの食事搬入を可能とすること、などとしたものでございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

あの、ちょっと簡単にお聞きしますが、そもそもこの事業で何か相談があるとか、若しくは江差で検討するとか、何かあるのでしょうか。つまり、需要も含めてですね、そういう何かあるのでしょうか。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

現状、実態としますと江差町ではこういった家庭的保育事業は展開されてございません。特にまたこういった事業を行いたいというお話も特に伺っておりません。

(議長)

いいですか。

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第18、議案第4号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、介護予防拠点施設整備事業など31事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,452万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,592万9千円とするものでございます。併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、私の方からご説明申し上げます。補正予算構成表で説明させていただきます。議案書は21頁から23頁が構成表となります。

最初に、ユーラス江差風力からの寄付金を充当した事業でございます。資料は、10頁となります。

まず、観光振興事務(かもめ島まつり花火大会実行委員会補助)でございます。寄付金総額190万円のうち40万円を充当することとして、財源更正を行うものでございます。当初、充当しておりましたふるさと応援基金を同額減額致します。従いまして、ちょっと予算構成表のその他の特定財源のところ2段書きとなっておりますが、そのような意味でございます。

次に、町道姥神中歌線道路照明LED化改良でございます。姥神大神宮前の道路照明灯6基をLED化へ改修するもので、補正額は172万8千円、寄付金を150万円充当し、残り22万8千円を一般財源とするものでございます。

次に、町有施設等のブロック塀取り壊しに係る事業でございます。資料は、11頁となります。

町の公共施設や町有地のブロック塀の取り壊し工事でございます。町有施設は茂尻町有地、商工会横、旧日石土蔵裏の3カ所の取り壊しで、補正額は182万6千円、集会施設は対鷗館でございます。補正額が21万6千円、江差小学校が補正額65万円で、教職員住宅につきましては南浜町の教職員住宅で、補正額は239万円、いずれも財源は一般財源となるものでございます。

次に、総務管理事務でございます。総務管理事務（機構改革等に係る庁舎備品整備等）でございます。機構改革及びひのき荘から職員が本庁舎に異動してくることに伴う事務用机や椅子、パソコン等の整備で、補正額は286万2千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、役場庁舎電気設備改修等でございます。資料は12頁となります。

保守点検の際に、5台変圧器ございますが、電灯用変圧器2台と動力用変圧器1台の絶縁油が劣化してきていると指摘されていることから、取替を行うものでございます。併せまして、PCBの含有調査を5台分実施するもので、補正額は600万2千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、第6次江差町総合計画基本構想策定でございます。資料は13頁でございます。

現行の第5次計画の計画期間は平成32年度、2020年度までとなっており、通常では6次計は33年度、2021年度スタートとなりますが、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と都市計画マスタープランがスタートする2020年度に合わせることで、それらの計画と総合的、一体的に進捗管理などを行いたいと考えてございます。そのため、基本構想策定の準備等の業務委託を1年間前倒しし、本年度から実施するため、経費の補正をお願いするものでございます。補正額は324万4千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、平成29年度障害者自立支援給付費負担金等返還でございます。

障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児入所給付費等に係る国庫負担金、道費負担金の確定に伴う返還金でございます。補正額は411万7千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、総合行政システム改修（マイナンバーカード等への旧姓併記に係る改修）でございます。こちらにつきましては、昨年度も改修をしてございますが、今回既存の住基システムの仕様書が改正されまして、それに伴い追加改修が必要となったことから、補正をお願いするものでございます。補正額は184万7千円、国庫支出金が184万6

千円、残1千円が一般財源となります。

次に、江差町長選挙でございます。無投票となりましたことから、不用額について減額補正をするものでございます。減額する額は493万円で、全額一般財源を減額するものでございます。

次に、介護予防拠点施設整備（集会施設トイレ等バリアフリー改修）でございます。資料14頁となります。

鹹川寿の家、越前寿の家、泊生活館の3施設につきまして、介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用して、介護予防の取り組みの拠点とするために改修するものでございます。改修の概要でございますが、トイレの男女別化を主体としましたトイレそれから玄関等のバリアフリー化改修でございます。補正額は2,537万2千円、道支出金が2,516万2千円で、残り21万円が一般財源となります。

次に、老人福祉センター浄化槽改修でございます。資料は15頁となります。

浄化槽の爆気ブロー2基ございますが、そのうち1基が老朽化による故障のため、現在停止してございまして、1基の方に負担がかかっているという状況のため、停止している1基を交換するものでございます。補正額は49万9千円、全額一般財源となります。

次に、老人福祉センター外溝整備でございます。資料は16頁となります。

老人福祉センターの木製の塀、外側の塀の腐食が進んできていることや新栄町沢川砂防工事に伴いまして、駐車場が無くなってしまふことから、外塀を撤去し、正面向かって右側のスペースを駐車場と致しまして、左側はフェンスを設置するものでございます。補正額は243万円、全額一般財源となるものでございます。

次に、養護老人ホーム建設事業補助でございます。

行政報告にもございましたが、ひのき荘は本年10月1日に社会福祉法人へ移管され、その後、移管先法人が新たな施設を建設することとなっております。町ではその建設費用並びに備品等購入費用に対しまして補助することとなっておりますが、建設工事は30年度、31年度の2カ年で予定してございまして、30年度は1割の進捗となることから、町の補助金も建設工事費に係る1割分について補助をするもので、補正額は3,650万円、全額起債を充当するものでございます。

次に、保育所広域入所でございます。

当初予算において見込みとして1名、半年分を計上していましたが、実際に上ノ国町への入所が1名あり、12カ月分の予算が必要となったことから、不足分について補正をお願いするものでございます。補正額は33万9千円、全額一般財源となります。

次に、不妊治療費助成等でございます。資料の方は17頁と18頁となります。

少子化それから出生数の減少対策に一環と致しまして、不妊治療に取り組みやすい環境の整備、このことを目的に一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療に係る費用の助成を行うものでございます。対象要件、それから各治療の助成内容などにつきまして

は、大変申し訳ございません。資料の方をご覧頂きたいと思います。補正額でございますが、194万2千円、その他特定財源と致しまして子育て応援基金からの繰入金100万円を充当し、残り94万2千円を一般財源としております。

次に、予防事務（臨時保健師配置）でございます。

2名の保健師が産休、育児休暇となることから、代替保育士として臨時職員を配置するもので、6カ月分の賃金等の補正をお願いするもので。代替保健師です、大変申し訳ありません。を配置するもので、6カ月の賃金等の補正をお願いするものでございます。補正額は216万5千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、檜山地域人材開発センター食品系実習室シャッター修繕でございます。資料の方は19頁となります。

シャッターの最下部30センチ程が腐食していることから、腐食箇所の取替補修を行うものでございます。補正額は19万5千円、全額一般財源となります。

次に、檜山地域人材開発、すいません、檜山地域人材開発センター浄化槽改修でございます。資料は同じく19頁となります。

浄化槽に設置されているブロワー3基のうち、爆気ブロワーと調整ブロワーが故障しており、給水ポンプも故障しているので、ブロワー2基と給水ポンプを取り換えるものでございます。補正額は123万円、全額一般財源となるものでございます。

次に、江差版観光DMO設立等でございます。資料は20頁から26頁までとなります。

DMOにつきましては、本年10月の設立に向けて取り組んでいるところでございますが、その設立に係る経費や設立後の運営に係る経費について負担金或いは補助金として支援をするものでございます。補正額は257万1千円、全額一般財源となります。

次に、町道除雪対策でございます。

町道の除雪に係る作業員の賃金や重機使用料、委託料などの経費について補正をするものでございます。補正額は3,421万7千円、全額一般財源となります。

次に、普通河川陣屋川護岸整備調査設計でございます。資料は27頁をご覧願いたいと思います。

当該河川におきましては、経年劣化などにより土留め護岸が倒れ込んできている状態にあるなど、流化能力に影響が出る恐れがあることから、河川改良の検討のため調査設計をするものでございます。補正額は216万円、全額一般財源となります。

次に、江差港新北埠頭侵入防止柵整備でございます。資料は28頁でございます。

新北埠頭における密漁や不法投棄などの防止につきまして、漁業者から要請されていたところ、現在設置されている港湾利用者が設置したフェンス等が10月に撤去予定であることに伴いまして、港湾管理者の町がキャスターゲートなどの侵入防止柵を設置するものでございます。補正額は188万円、全額一般財源となります。

次に、町営住宅陣屋団地消防設備改修でございます。資料は29頁となります。

陣屋団地の防火扉につきましては、扉やラッチなどの部品が腐食してきていることから取替えを進めてきており、29年度においても3棟14カ所改修を実施してきましたが、本年度は3号棟の12カ所の改修を実施していくこととしてございます。補正額は302万4千円、全額一般財源となります。

次に、江差北小学校電気設備改修でございます。資料は30頁となります。

江差北小の電気設備は30年程経過していることから、更新を進めていくこととしておりまして、高圧ケーブルの取替を今回行うものでございます。補正額は156万2千円、全額一般財源となります。

次に、江差小学校体育館バスケットゴール改修でございます。資料は31頁となります。

ワイヤーによる昇降式のバスケットゴールでございますが、ワイヤーの老朽化などにより、引き上げても自然に下りてきたりなどすることやバックボードという板が剥離してきていることから、滑車・ウインチ・ワイヤー・バックボードを取り換えるものでございます。補正額は137万9千円、全額一般財源となります。

次に、江差北中学校屋根・外壁等改修工事实施設計でございます。資料は32頁となります。

北中学校の体育館の雨漏りの問題につきましては、原因を特定するための調査、29年度に実施しておりまして、解消するために屋根葺き替えと外壁の補修が必要であることから、それらの工事につきまして実施設計をするものでございます。補正額は180万円、全額一般財源となります。

次に、中学校管理（江差中学校真空暖房機保守）でございます。

53台設置してあります真空暖房機につきまして、運転開始前に点検を実施するもので、補正額は59万4千円、全額一般財源となります。

次に、町債任意繰上償還でございます。

実質公債費比率は29年度決算で15.5パーセント、前年度からは1.1ポイント上昇しているところでございますが、比率の低減化・抑制を図るため繰上償還を行うものでございます。繰上償還するのは民間金融機関からの借入2本でございまして、補正額は3,471万5千円、財源には財政調整基金3,000万円を充当することとしておりますが、財政調整基金は一般財源となりますので、補正予算構成表では全額一般財源となっているものでございます。

補正額合計と致しましては、1億7,452万6千円、財源内訳は国庫支出金が184万6千円、道支出金が2,516万2千円、地方債が3,650万円、その他特定財源が250万円、一般財源は1億851万8千円となるものでございます。

次に、27頁、議案書27頁の方をお願い致します。

第2表、地方債補正でございます。養護老人ホーム建設事業補助の財源と致しまして借り入れる地方債に係る補正でございまして、限度額につきましては3,650万円、

起債の方法や利率、償還の方法につきましては記載の通りということで割愛させていただきます。

以上で、説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「小林議員」。

「小林議員」

観光費で、江差版観光DMOの設立等に係る通信回線工事費100万円。これですね、以前はADSL、そういった系のインターネット使っていたんでしょうか。それとも、新たにこう光ファイバーか何か通すための工事の費用なんですか。

あと、もう一つ。住宅管理費、私が一般質問してから数年経ちますかね。予防保全の観点からメンテナンス等してきて、消防から指摘があって今改修に至ったんでしょうか。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」

陣屋団地の防火扉につきましては、メンテナンスっていうのは特段してこなかったという部分もございまして、色々腐食ですとかラッチの不具合とか出てきているのが現状でございます。そういったことで指摘を受けてございましたので、3カ年程かけてちょっと改修していくってことで、先程の補正の説明にもありましたが、29年度、今年ってことでやっていって、来年度全部改修していきたいと考えているところでございます。

(議長)

いいですか。はい、「追分観光課長」。

「追分観光課長」

観光DMOの通信回線100万の件で、のご質問です。

来年4月には、開陽丸の方に今いる事務員の方を、事務員に移って頂きますんで、彼らがあちらに移ることによって、ネットワーク工事をしなければいけない、或いは電話

回線を整備しなければいけない、などなど、ということで100万円の計上をさせて頂きました。以上です。

(議長)

いいですか。

はい、次、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

5点程になるかな、と、ちょっとあまりにも分量が多いので。上の方から順番に。

町有施設ブロック塀取り壊しの観点でちょっとお聞きしたいんですが。

ちょっと、先程、ごめんなさい、説明聞き漏れたかもしれません。商工会横、これ、これ町有地。町有地。ごめんなさい、そうすると、今回、町有地、町有施設とそれから学校ということで補正でした。これについては、分かりました。

それで、この関連でちょっとお聞きします。ブロック塀、つまり歩く人、子どもであろうと大人であろうと老人であろうと、歩く人から見ればブロック塀はどこが作ろうと同じです。それでその点でお聞きしますが、国土交通省はもちろん学校だけではなく、民間所有のブロック塀についても、注意喚起と言いますか、をそこまでしか国の方で言っていてなくて、来年度以降のお金がどういう風につくかちょっとよく分かりませんが、そういう動き。

もう一つは、とは言いながらも、危険な民間の部分については放置できないという自治体ももちろんそれはあって、自治体独自に調査したり、などなどやっておりますが、改めて江差町としてこのブロック塀、もちろん町有、町用施設は分かりました。民間等について、民間について国等の動きなどからどう考えているか、まず1点お聞きしたい。

それから、二つ目。介護予防拠点施設整備。今までもちょっとね、聞こう聞こうと思って聞きそびれていたんですが、今日ちょっとお聞きします。あの去年も今年も、この事業で色々な施設をトイレ等修理しております。それで、ちょっと、基本的にお聞きしたいんですが、この介護予防拠点施設整備は確かあれ4年前でしたか、消費税の増税の部分と国のお金出す部分も含めて基金を作って、その基金を都道府県で一定程度分配して、その都道府県と市町村でキャッチボールして事業にお金を付けるというのがこれで

す。まだ基金は北海道あるはずですし、国はまだ出すと思うんですけども、江差町としてこの介護予防拠点施設整備について、どういう風に考えていらっしゃるか。このメニューからいったら色々ありますね。色々なメニュー。ただし、このメニューを色々やろうとしたら、介護保険料にも跳ね返るといふ側面があるから江差町はこういうトイレとかですね、それはそれで役に立ちますから、なんです。基本的に江差町は、この大きな国の制度設計の中で、介護予防拠点施設整備について、いわばもっと言うと基金事業ですよ。について、どのように考えて、こういう去年、今年は集会施設のバリアフリー等になっているんですけども、どう考えているか、お聞きしたい。これが2点目。

それから、三点目。次の頁、老人福祉センター他、違ったごめん。外溝整備。これです。担当課というよりは、例の江差町の江差町公共施設等総合管理計画の観点でお聞きしたいと思うんですけど。つまり、一定の建物については、もちろん最後はそれぞれの所管の課が責任を持ってやるんでしょけれども、まず大きい仕組みは、すべから江差町公共施設等総合管理計画がまずあって動くと思うんですよ、多分、多分ですよ。で、これを見ますと、計画書の27頁には老人福祉センター、で、保育所は具体的に色々名指しで出ていますけれども、老人福祉センターはそれ以外の施設、という位置付けになっております。償却が進む中で、まさしく償却が進んでいますね。統廃合や建て替えも視野に入れて、また、その施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討していきます。といういわばですね、その個別の補修は当然全体のその施設の、まさしく活用方法、場合によっては統廃合、建て替えも入れた、そういう中での補修が当然あると思うんです。個別にもね。とすると、今回の外溝整備はどういう位置付けで来ているのか。色々計画の中でこうやりますよということなのか、ちょっとお聞きしたい。担当課になるのか、財政課になるのか、ちょっと分かりませんが。

で、次、四点目。養護老人ホーム建設事業補助。直接これは分かりました。この間何回か全員協議会等で説明ありましたので、で、ちょっとお聞きします。これどこに聞くのか。老人、養護老人ホーム、新しく施設はデイサービス確かやりますよね、デイサービス。それで、こっちに聞くよりこっちになると思うんですけども。デイサービスが本格的に新しい養護老人ホームでやるとすると、いいですか、誰に聞いていいのかな。既存のデイサービスをやっているところに一定の影響が多分あると思うんですよ。あるはずですよ。そこら辺の情報交換といいますか、既存のデイサービスをやっている事業所といいますか、と何か意見交換などやっているのか。私はこれ大事な課題だろうと思うんですよ。ということで4点。4点目。

それから最後かな。最後。河川、陣屋川護岸整備調査設計があがっております。改めてお聞きしますが、普通河川は陣屋川に限らず、色々あります。大きい普通河川で豊内川とかですね、色々やっておりますが。あまり、そんなにあがってこないこの陣屋川は、どういう経過で今回この護岸整備、写真見れば相当傷んでいるっていうの分かりま

したし、前も地域から出ているっていうのもちょっと聞いておりました。どういう部分で今回、お金が付いて、どんな風になるのか、ちょっと教えて頂きたいと思います。以上です。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。私から老人福祉センターの外溝整備の位置付けについて、お答えさせていただきます。資料にも記載してございますけども、今回、新栄沢の砂防工事に伴いまして、既存設置しております駐車場が廃止されてしまうという状況にもなってございます。併せて、塀自体が老朽化しているということもございまして、トータルとしての公共施設の施設計画、トータルとしての考えではなく、当面失われていくその機能をまた元に戻すという意味で、駐車場の確保等を行うための外溝工事ということで実施させて頂くものがございます。以上です。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

介護予防拠点整備補助金でございますけれども、発端は集会施設、かなり古い時代に建てられたもので、男女別ではなかったり、和式であったりとかっていう部分の改修、そちらの部分が発端で交付金のメニューとしてマッチングしてきたと。地域でのそういった課題の解消という部分と、そういった交付金のメニューに乗っかるという部分がマッチングしてきたということでございまして、改修を進めているものでございます。健康推進課の方で力を頂いて、地域サロン化といいますか、そういった介護予防事業というのは進めていくってということにはしているんですが、発端そういうことでございまして、現行、今のところは集会施設を中心にそういった地域の介護拠点という部分の整備を進めていくというような段階で、ちょっとそれ以上の部分については今のところ位置付け等々そういった部分は考えてございませんので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

私の方からですね、1番目のブロック塀、民間所有のブロック塀の関係と5番の陣屋

川の関係について、答弁させていただきます。

まずあの一般住宅のブロック塀につきましてはですね、先程議員言った通りですね、国或いは道からの通達を受けまして、6月に町のホームページへその内容の掲載を行ってございます。また、8月号のですね町広報の方にも安全点検のチェックポイントでありますとか、ブロック塀の基準を図示したチラシを、折り込みを致しまして、所有者に対しまして安全点検をするよう注意喚起をしてきているところでございます。また、そのホームページと折り込みチラシの方にどちらもですけども、問い合わせ窓口ですとか、専門家への相談窓口についても記載して周知しているところでございますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

それから、もう1点の陣屋川の調査設計でございます。陣屋川の調査設計につきましてはですね、議員ご存知の通りと言いますか、資料の27頁の写真を見ても分かる通りですね、相当傷んでいる状況でございます。陣屋川の下流部につきましては、コンクリートノッチングブロックの護岸で整備がなされているところでございますけども、今回の調査設計を実施する範囲につきましては、写真でもお分かりになる通りですね、経年劣化による破損がひどくて、必要な稼働断面が確保出来てないという箇所が相当ございますことから、改修に向けた調査設計をするものでございます。こういった工法になるかということもこの調査設計の中でですね、検討していく内容になってございますので、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

4番目の新しいひのき荘の、で実施を予定しているデイサービスの関係のことについて、私の方からお答えしたいと思います。

既存のデイサービスとの協議がなされているかということでしたが、具体的な協議はされておりません、しておりません。以上です。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

いいですか。皆、答弁しましたか。終わった。全部終わりました、小野寺さん。

「小野寺議員」

終わっている。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。それで、ちょっと順次お聞きします。

まず、あのブロック塀なんですけれども、これ、建設課長ってなかなかゆるくないと思うんですが。あの、今問題になっているのは、周知だけではなかなか進まないっていうことなんです、敢えてこっち見て言いますけれども。あのまず一つはね、実態調査ですよ。実態どうなっているのか。通学路、それは通学路、線引いたら分かりますけれども、子どもはその普段ですね、別に通学路、線引いたとこだけ歩いている訳でない。登下校だってもしかしたらちょっとかもしれない。いずれにしてもですね、あの本当に子どもたち、前にも言いましたけども、歩く、一般的に歩くであろうそれから社会人の大人が買い物等で歩くであろう、も含めて町内本当に危険なところありますよね。そこが、今の残念ながら現状ではなかなかそれこそインセンティブっていうんですか、あのなかなか無い中で、それをきちっと町広報で仮に目を止めたからといって、果たしてどういう風に動機付けされるのか、ということになるんです。国の今ちょっとごめんなさい、来年度に向けた予算要求でどうなっているのかちょっとよく、ホームページ調べてもよく分からないので、国の方では一定の対策は取りたいとは言っていますね。それを待つのか、ということもあるけれども、江差町としても一定の考え方、それこそ思い切って、全国でもやっておりますけれども、いわば住宅リフォームに似たようなやり方、住宅リフォームにはブロックは入っていません。ですから、全く別枠で、そのブロック塀を改修する場合、解体する場合は一定程度、江差町でもあの支援しますよ、位のものをしなかったら、とてもでないけど進まない。本当におっかないところたくさんありますね。多分、担当課知っている、個別的には知っていると思うんですけれども。そういう点についてどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。これが1点。

それから、2点目。介護予防拠点施設整備ですが、あの分かりました。分かりましたが、江差町としてですね、その集会施設、これあくまでもちょっと言いづらいんですけども、手段として今やっている。ちょっとごめんなさい、言葉が、それはそれで分かります。分かります。しかし、健康推進課長、保健推進課長言った通り、健康推進課長言った通り、この事業の本来のもので、江差で、こういうことを検討して、道経由ですからね、こういう上げたって何も無いんですか、これ本当に事業としてはですね、方法100パーセントなのかな。全部が100パーセントなんでしょうかね。色々な施設、

もちろん施設作っちゃえば介護保険料に係わって跳ね返ってきますけれども、他の自治体ではこのお金を使うことのためのきちっとした何て言うんですかね、委員会みたいの作ったりだとか条例も作っているところありますけれどもね。そういうした中でこのお金を使っているんですよ。すごいお金というか、事業なんですよ、国で言うと。それ、江差ではたまたま集会施設に単独でお金が出せないから、江差町でお金出ないからこのお金を使うってそれだけなんですか。違うと思うんですけども、それちょっとお聞かせください。それが2点目ですね。

3点目。老人福祉センター、あの課長分かります。分かりますが、全てにおいて何か直すったら大体そういうことですよ。何かがあったから直すんであって、そのためにそれを直す。でも、すべからく町の公共施設に関しては、あのそういうことってこれからどんどん出てくるんじゃないですか。屋根だ、電気だ、色々なことが出てきますよね。その都度、この数年間、同じことを繰り返している。そのために、江差町がさっき言った公共、これ国のあの総務省の仕事ですけれどもね。各自治体に作れと。きちっと総合的な観点でやんなさいと。ですから、その都度、その都度、これに立ち返って施設のあり方だって、当然頭に入れた中で、緊急のものは直すということになると思うんですよ。で、ちょっとお聞きします。老人福祉センターの利活用について、あそこが本当に十分に使われているのかどうか、私は非常にあそこに行く度にもったいないなって気するんですよ。そういう部分っていうのは、検討ってなされているのでしょうか。ちょっとお聞きしたい。これが3点目ですね。

4点目。デイサービス、私これ急いで課長、あのなかなか情報って伝わってないんですね。既存のデイサービスやっているところ。ごめんなさい、全部聞いた訳じゃないですから。そもそも新しい養護老人ホームでどういう介護事業やるのかっていうのは知らなかったり、断片的に聞いたりという部分もありますので、私はどっかの時点で情報交換的にでも、あの事業所が自分たちの身の振り方に係わってくる問題ですのでね、それはきちっと情報交換という立場で私やるべきだと思うんですが、その点についてお聞きしたい。

で、最後。陣屋川についてなんですよけれども、分かりました。課長、これ課長の方でなくて、斉藤課長の方に向かってちょっとお聞きします。河川については、これも同じく公共施設等総合管理計画の中に河川についてあります。35頁にあります。河川に関して。まさしくそうですよ、これ、陣屋川だってこのことですからね。毎年行っている住民からの要望調査及び実地調査を基に護岸や転落防護柵等の点検を行い、計画的に維持・補修を行います、と。客観的にはこれによって、こうやってやるのかなど。実際は、もっと前から陣屋川については、色々出ていたから、この計画を作る前からの問題だったんでしょうけれども、でも具体的にあてはめればこれですよ、陣屋川は。直接的には違うかもしれませんがね。それで、ちょっと視点を変えてお聞きしますけれども。陣屋川も含めて、そもそも江差の普通河川は、この毎年行っている住民からの要望

調査って、どうやってやって、今どんな風に出ているんですか。陣屋川以外の普通河川、それは豊部内川とかってありますけれど、もっと普通河川でいうと茂尻川だとか、それから九艘川、あれだって川ですよ一応ね。そういう部分も含めて、何か住民からの要望・調査、毎年行って、実地調査をしてどうのこうのってことになっているんでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

(議長)

はい、わかった。はい、一番最初に「水道課長」。

「建設水道課長」

私の方から、ブロック塀の関係について答弁申し上げます。

議員おっしゃった通りですね、学校の方は先進的に緊急点検ということで通学路の点検は実施してございます。町内全体ということになればですね、確かに実態調査ということが進んでない現状でございます。これらについてはですね、また一つの課だけではなくて、関係課また含めてですね、町内全体に係わる部分でございますので、その辺含めてちょっと検討して参りたいなという風に考えてございます。

それから、補助制度の話でございますけども、先程住宅リフォームの話も出てございましたけども、内部でもですね、住宅リフォームに、の方で取りこめないかってことでも、係内と言いますか、課内でですね、実は議論した経過がございます。ただ、ここ、今年4年目になりますけども、これまで外壁の改修ってことで問い合わせも数件頂いています。そういったことを考えますと、これからそういう部分を対象にするってことになるってですね、不公平感であるとか、先に整合性が取れないという部分でございますので、それらについては非常に厳しいんでないかということの結論でございました。

一般住宅の改修の補助制度についてはですね、現在のところ考えておりませんが、今後の全体的な流れを見ながらですね、庁内議論をしながら、検討して参りたいという風に考えてございますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、次、財政課長。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。私から、老人福祉センターの利活用に関する協議等についてのご質問について、お答えさせていただきます。現状、具体的な協議等は行ってございません。ただし、議員ご案内のように、老人福祉センターにつきましては、社会福祉協議会更には南檜山共同作業所が常駐しておりますので、恒常的に使われている施設であるということ。それに加えて、地域の団体等が昨年度の実績ですけども、100日程度のご利用頂いている

という状況になってございます。以上でございます。

(議長)

はい、次、健康推進課長。「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」

すいません、私の方より養護老人ホーム新施設に関しましての介護事業所との打ち合わせについて、をお話させて頂きたいと思えます。

まず、新施設につきましては、確かにデイサービス設置致します。ただ、それだけではなくて、養護老人ホーム自体が特定施設入居者生活の指定を受けることとなります。それに伴いまして、現在の養護老人ホームで介護サービスを利用されている方、またはケアマネージャーさんが付いてらっしゃる方についても全て新施設においては影響が出る形となります。それらを含めまして、町内事業所並びにそれぞれ所属しておりますケアマネージャーさん並びに現在うちでは町外の事業所さんも使っておりますので、それらも含めまして雄心会側から一括説明出来るような形で取り進めて参りたいと考えております。

ただ、現在あの移管の方にちょっと力点を置いておりますので、若干時間かかるかもしれないけれども、ご理解をお願い頂ければと思えます。

(議長)

はい、「建設水道、建設課長」。

「建設水道課長」

はい、河川の部分についてですね、私の方から答弁させて頂きます。

あの住民要望についてはですね、特段こちらの方から調査ってものはしておりませんが、随時あの要望等受け付けてございまして、先程来出ていました茂尻川につきましてはですね、町内会要望なんかもあがってございまして、その要望の中からですね、優先順位なんか付けながら対応している経過がございます。その他の河川についてもですね、地域要望等があれば当然課内での優先順位も付けながらですね、対応して参りたいという風に考えてございますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

いいですか。はい、「副町長」。

「副町長」

私から、あの介護拠点整備の関係だけお答えします。

小野寺議員もおっしゃった通り、道、これ基金事業、議員も十分承知のことでご質問しているんだろうと思うんです。結論的に言うと、ただトイレを直したとか、そういうことでは当然ございません。これは小梅議員の一般質問にご答弁申し上げた通り、ただ全ての集会施設、年に何回か集まるところ、それから老人クラブが常時使っているところ、色々あるんですけども、世代間の交流事業含めてそうなんです、焦点を絞りますとやはり介護予防でございますので、そういったこちらからの先程あの一般質問でも答弁した通り、出前講座であったり、やれるやっぱり力量ってのも地域ごとにあるものですから、そういったところから少しずつ積み上げて、文字通りこのタイトル通りの介護拠点の施設が、集会施設を使って健康づくりに寄与する、そういう施設にしていきたいと、こういうことでございます、はい。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成30年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、議案第5号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第5号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成29年度退職者医療交付金返還事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ375万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,815万4千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。議案書47頁をお開きください。予算構成表でご説明致します。

医療給付実績が給付見込み額を下回り、事業実績報告において、375万4千円の超過額が生じたことから、社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。財源は全額一般財源で、繰越金を充てるものでございます。以上で説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第20、議案第6号、平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、でございます。

今回の補正の内容につきましては、平成29年度介護給付費負担金等返還事業に係る補正、経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,859万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,536万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書59頁の補正予算構成表でご説明致します。

事業名は、平成29年度介護給付費負担金等返還でございます。介護保険の財源である公費負担は毎年度終了後精算事務が行われるため、過不足が生じます。平成29年度公費の精算事務の結果、受領済額を下回る決算額となり、返還金が生じたので、補正をお願いするものでございます。

67頁をご覧ください。返還金の内訳ですが、国に対する返還金が介護給付費国庫負担金分2,530万3千円、地域支援事業国庫交付金が57万2千円、計2,587万5千円、道に対する返還金が介護給付費道費負担金237万5千円、地域支援事業道費交付金34万8千円、計272万3千円でございます。補正額は2,859万8千円、財源は全額一般財源で、繰越金を充当するものでございます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、平成30年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案の通り可決されました。

(議長)

14時45分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

日程第21、議案第7号、財産の無償譲渡について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、財産の無償譲渡について、でございます。

養護老人ホームひのき荘の移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、備品及び消耗品一式を無償譲渡するものでございます。

譲渡の相手先は、社会福祉法人雄心会、理事長、伊藤正明氏でございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、次、「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」(補足説明)

それでは私より財産の無償譲渡につきましての説明をさせていただきます。議案につきましては、69頁になります。

本年10月1日に養護老人ホームひのき荘の社会福祉法人雄心会への移管に伴いまして、既に議決頂いております現在の建物の無償譲渡と共に施設内にございます備品及び消耗品一式を同じく無償譲渡するものでございます。

備品の内容につきましては、議案の71頁から77頁でございます財産目録の通りで、268点、638個となっております。主なものと致しましては、各執務室で使用してございます事務用の机ですとか、スチール書庫をはじめ、調理室の調理器具、医務室の医療器具、その他入所者が使用しております日常生活の用品等々になっておるものでございます。記載してございます品目のうち約8割が20年から30年経過しているものでございます。品目に一番最後に記載してございます消耗品一式につきましては、入所者の各種日常生活用品や職員が業務で使用してございます使い捨ての手袋ですとか、マスクなどの消耗品等で、今月末、9月末時点で残となったものをそのまま雄心会側に渡すという形でございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わりたいと思います。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第7号、財産の無償譲渡について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、挙手全員であります。
よって、議案第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第22、同意第1号、教育委員会委員の任命について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第1号、教育委員会委員の任命について、でございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字本町38番地、小笠原敏文氏、昭和47年11月27日生まれ、45歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、教育委員会委員の任命について、江差町字本町38番地、小笠原敏文氏、昭和47年11月27日生まれ45歳を、教育委員会委員として任命することに、賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案の通り同意することに決定致しました。

(議長)

次に、日程23、同意第2号、監査委員の選任について、を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」
議長。

(議長)
「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第2号、監査委員の選任について、でございます。

任期満了に伴う監査委員に、檜山郡江差町字緑丘188番地12、近藤偉喜氏、昭和23年3月24日生まれ、70歳を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第2号、監査委員の選任について、江差町字緑丘188番地12、近藤偉喜氏、昭和23年3月24日生まれ70歳を、監査委員として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案の通り同意することに決定致しました。

(議長)

次に、日程第24、同意第3号、副町長の選任について、を議題と致します。
提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

同意第3号、副町長の選任について、でございます。

任期満了に伴う副町長に、檜山郡江差町字陣屋町67番地4、田畑明氏、昭和34年3月26日生まれ、59歳を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、お諮りします。以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

「薄木議員」

議長、議長。

(議長)

暫時休憩致します。

(暫時休憩中)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第3号、副町長の選任について、江差町字陣屋町67番地4、田畑明氏、昭和34年3月26日生まれ、59歳を副町長として選任することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立多数であります。

よって、副町長として選任することに賛成を致します。

原案の通り同意することに決定致しました。

暫時休憩致します。

(暫時休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開を致します。

次に、日程第25、発議第1号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について、を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

賛成多数であります。

発議第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第26、発議第2号、臓器移植の環境整備を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

発議第2号については、否決されました。

(議長)

日程第27、発議第3号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

賛成多数であります。

よって、発議第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第28、発議第4号、キャッシュレス社会の実現を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、第4号については、否決されました。

(議長)

日程第29、発議第5号、水道施設の戦略的な老朽化対策を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手。

発議第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第30、発議第6号、児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第6号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、挙手多数であります。

よって、第6号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第31、発議第7号、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第7号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了致しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

従って、本定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで、会議を閉じます。

平成30年第3回江差町議会定例会を閉会致します。

大変ご苦勞様でした。ご協力ありがとうございました。

15:03